

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
主催のワーク・ショップの報告ASBJ 研究員 くわい みずき
桑井 瑞樹

1. はじめに

2016年1月28日、29日に、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの主催により、主にアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)のメンバーを対象としたワーク・ショップ(以下「本WS」という。)がIFRS財団アジア・オセアニアオフィスで開催された。本WSは、国際会計基準審議会(IASB)で審議されている重要な論点について、主にIASB関係者とAOSSGメンバーが双方向的な議論を行うことを目的として行われるもので、2015年6月に続き、2回目の試みである。

本WSには、IASBから鷲地理事及びDarrel Scott理事、Hugh Shieldsエグゼクティブ・テクニカル・ディレクター、Kumar Dasguptaテクニカル・ディレクター、Andrea Prydeアソシエイト・ディレクターをはじめ多数のスタッフが参加したほか、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスからは竹村ディレクターほかに参加した。AOSSGからは、テレビ会議及び電話会議による参加も含めて、企業会計基準委員会(ASBJ)からの代表者のほか、カンボジ

ア¹、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、オーストラリア、中国、シンガポールから代表者が参加した。ASBJからは、関口常勤委員及び川西ディレクター(国際担当)のほか、アジェンダごとに担当のディレクター及びスタッフが出席した。なお、文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

2. 議論の概要

本WSでは、IASBで審議が行われている次のプロジェクトについて、意見交換や質疑応答が行われた。

- (1) 料金規制対象活動
- (2) 排出物価格設定メカニズム
- (3) 資本の特徴を有する金融商品
- (4) 開示に関する取組み
- (5) 保険契約
- (6) 概念フレームワーク

(1) 料金規制対象活動

IASBは、2012年9月以降、料金規制活動に

1 本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJ(当委員会)を除き、「国若しくは地域名(会計基準設定主体の略称)」によって記載するか、又は、国若しくは地域名のみを記載している。

関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2014年9月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表している。本 WS では、IASB スタッフから IASB における検討状況が紹介されたうえで、料金規制 DP で定義されていた特定の種類の料金規制（「定義された料金規制」）の下で行われる料金規制対象活動に関する会計処理のあり方について、事例を用いた議論が行われた。具体的には、「定義された料金規制」の下で水供給サービスを提供する企業が、新規の水処理施設を建設するとともに、これについて異なる4つの方法で必要資金を調達する想定の設定例が提示され、2015年5月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）の資産及び負債の定義を参照しつつ、水処理施設建設のための資金の調達時期とそれに対応する建設時期にずれがある場合に規制繰延勘定を認識すべきか否かを含め、どのような会計処理がなされるべきかについて、本 WS の参加者による議論が行われた。

議論において、一部の参加者から、料金規制 DP において「定義された料金規制」に該当する場合に財務諸表に認識することが検討されていた規制繰延勘定は収益必要額が過不足となった場合の調整についてのみ検討されるべきものであり、本設例ではこれと異なる状況が想定されているため、規制繰延勘定を認識すべきではないとする見解が示された。また、水処理施設建設に関する資金調達が政府補助金で賄われた場合には IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って処理すべきとの見解が示されたが、一方で、IAS 第 20 号についても料金規制活動に関するプロジェクトにおいて見直しを検討すべきではないかといった見解も示された。

(2) 排出物価格設定メカニズム

IASB は、2015年1月に排出物価格設定メカニズムの会計処理について、これまでの審議に捉われずに検討を行うアプローチ（fresh approach）でプロジェクトを進めていく旨を暫定決定している。本 WS では、IASB スタッフから IASB における検討状況が紹介されたうえで、キャップ・アンド・トレード方式及びベースライン・アンド・クレジット方式の双方を対象として、概念 ED における資産及び負債の定義を参照しつつ、排出枠の付与時点で資産及び負債を認識すべきか、いつの時点で関連する費用を認識すべきか等について、本 WS の参加者による議論が行われた。

議論において、多くの参加者から、キャップ・アンド・トレード方式では排出枠が付与される時点で何らかの負債として認識すべきとの見解が示された一方で、排出枠の付与によって特定の履行義務は生じないことから、排出枠の付与時点で概念 ED における負債の定義を満たす義務は存在しないのではないかという見解が示された。また、排出物価格設定メカニズムには、類似する異なる制度が存在することから、これらについて並行して検討を進めるべきという見解や、キャップ・アンド・トレード方式とベースライン・アンド・クレジット方式について整合的な考えに基づき会計処理が定められるべきといった見解が示された。

(3) 資本の特徴を有する金融商品

IASB は、2014年以降、「資本の特徴を有する金融商品」をリサーチ・プロジェクトの1つとして取り組んでいる。本プロジェクトは、財政状態計算書の貸方における負債と資本の区分のあり方を検討するもので、現行の要求事項の間の不整合や実務上の問題を解消するほか、概念フレームワーク・プロジェクトへのインプットを行うことを目的として進められている。本

WS では、IASB スタッフから IASB による検討状況が説明されたうえで、具体的な商品ごとに負債と資本のいずれに区分されることを適当と考えるかのほか、負債と資本の区分について IASB で検討している代替的アプローチに対する見解について、本 WS の参加者による議論が行われた。

議論において、特定の商品については負債と資本への区分のあり方に関して、参加者から異なる見解が示された。また、IASB で検討している代替的なアプローチについては、複数の目的を同時に達成しようとしていること自体が困難であり、2 区分のアプローチが良いのか、3 区分とする方法や 2 区分の中に小区分を設ける方法を採用するかをまず審議したうえで議論を進める必要があるのではないか等の見解が示された。

(4) 開示に関する取組み

IASB は、IFRS に準拠した財務報告書における開示の有効性を改善することを目的として、開示に関する取組みを行っており、当該取組みの一環として、2015 年 10 月に公開草案「IFRS 実務記述書—財務諸表への重要性の適用」（以下「重要性 ED」という。）を公表している。本 WS では、IASB スタッフから IASB による検討状況が説明されたうえで、重要性 ED 及び「非 IFRS 情報」について、議論が行われた。

議論において、重要性 ED に関して、提案されている内容は財務諸表作成実務における重要性に関する判断を大きく変えるものではないという見解が一部の参加者から示されたほか、会計基準における重要性の判断のあり方の検討と同時に監査における重要性の判断のあり方の検討を相互に行うことが必要といった見解も示された。また、非 IFRS 情報に関して、一部の参加者から、営業利益は IFRS において表示が要

求されていないにもかかわらず、多くの企業において表示されていることを踏まえると、これを定義し、表示を要求することが適当という見解が示された。他方、営業利益の内容は企業によって様々であり、現実的には IASB が定義することは困難ではないかという見解が示された。

(5) 保険契約

IASB は、2013 年 6 月に改訂公開草案「保険契約」を公表しており、その後、本改訂公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、基準の最終化に向けた審議を進めている。直近では、2016 年 1 月の会議で検討を予定していた論点についてはほぼ審議を終えており、2016 年 2 月の会議で再公開草案とすることなくこのまま最終化すべきかについて審議を行うことが予定されている。また、IASB は、2015 年 12 月に公開草案「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用（IFRS 第 4 号の修正案）」（以下「移行措置 ED」という。）を公表している。本 WS では、IASB スタッフから IASB における保険契約プロジェクトに関するこれまでの審議や移行措置 ED について紹介がされたうえで、本 WS の参加者による議論が行われた。

議論において、一部の参加者から、移行措置 ED において提案されている「上書きアプローチ」によると実務上の負荷が極めて大きい旨が強調され、「IFRS 第 9 号適用の一時的免除のアプローチ」をより広範に認めるべきという見解が示された。また、仮に「IFRS 第 9 号適用の一時的免除のアプローチ」を認める場合の期限に関して、新保険契約の会計基準については当該基準の理解可能性と実行可能性、及び当該基準に準拠して作成される財務情報の有用性が十分に確保されることが重要であるとしたうえで、新基準の適用日の決定にあたっては、「IFRS 第 9 号適用の一時的免除のアプローチ」

の適用終了日で拘束することなく、慎重な検討を行うことが望まれるとの見解が示された。

(6) 概念フレームワーク

IASBは、概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトに着手しており、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(概念ED)を公表している。本WSでは、プロジェクトの経緯及び概念EDに対するコメント・レターの初度分析等についてIASBスタッフから説明が行われたうえで、概念フレームワークの最終化に向けた進め方について議論が行われた。

議論において、一部の参加者から、概念フレームワークに記述すべき内容を明確にするために、概念フレームワークの主たる役割は首尾一貫した概念に基づく基準開発を行う際にIASBを支援することであることを明確にすべきという見解が示された。また、個別の論点で

は、第4章「財務諸表の構成要素」における会計単位の考え方について引き続き検討すべき等の見解が示された。

3. おわりに

本WSについて、会議参加者から、多くの国や地域を有するアジア・オセアニア地域では会計基準に対する多様な考えがあり、IFRSの起草を担当するIASBスタッフと直接に議論することは、アジア・オセアニア地域の者によるグローバルな会計基準の開発プロセスへの貢献を効果的なものとし、また、IFRSをグローバルな会計基準としてより高品質なものとするうえで有用であるという評価が示された。IFRS財団は、同様の取組みを年2回程度行うことを予定している。